

議案第 27 号

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例

東近江市営住宅条例（平成 17 年東近江市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「第 22 条の各号」を「第 22 条各号」に改める。

第 47 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

民法の一部改正に伴い、本市条例についても一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。